

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="439 562 985 598">フォーユーコールサービス契約約款</p> <p data-bbox="587 1297 834 1333"><u>2023年3月1日</u></p> <p data-bbox="569 1444 851 1480">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1688 562 2234 598">フォーユーコールサービス契約約款</p> <p data-bbox="1837 1297 2083 1333"><u>2024年2月1日</u></p> <p data-bbox="1819 1444 2101 1480">株式会社 STNet</p>	

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 (実施期日) 1 この改正約款は、2024年2月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。 (特例措置) 3 2024年2月1日から2024年4月30日までの間にフォーユーコールサービス契約(種類がタイプ5のものに限る)、当社が別途定める光ネットサービス契約約款に基づき提供する光ネットサービス契約及び当社が別途定める光電話サービス契約約款に基づき提供する光電話サービス契約の新規契約を同時に行ったフォーユーコールサービス契約者には次の特例措置を実施します。 (1) タイプ5に係る基本料、付加機能使用料及び附帯サービスに関する料金については、フォーユーコールサービスの基本料が課金される月から1ヶ月に限り、0円とします。 (2) 他の減額措置により、フォーユーコールサービス契約(種類がタイプ5のものに限る)の基本料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から(1)の特例措置を実施します。</p>	